

大阪市告示第950号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように国道の区域を変更する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和6年6月28日

大阪市長 横山英幸

路線名	区間	旧新別	敷地の幅員	敷地の延長
国道176号	北区大淀北1丁目 4番の6地から 同区同 4番の32地まで (別紙参考図参照)	旧	m 23.71～ 30.71及び 7.00	m 12.17及び 12.17
		新	23.71～ 30.71及び 7.00～ 9.08	12.17及び 12.17

(建設局総務部管財課)